

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 1 月 20 日

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

1 当該公募の趣旨

本業務については、市内に居住する高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する電話相談に対して、夜間休日を問わず 24 時間 365 日相談に応じる窓口を開設することにより、高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう支援することを目的としている。在宅介護に関する総合的な相談に対して、ニーズに応じた対応ができる知識や経験を有する専門職を配置できること、また、担当区域の事情にあかるくかつ担当区と連携しやすい地域に施設があることが必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者の随意契約の手続きに移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 24 時間 365 日緊急対応事業（西部）

(2) 業務内容

地域包括支援センターへの高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する電話相談に対して、24 時間 365 日相談を受け付け、関係機関と連絡調整を行うもの。

ア 高齢者等の緊急時の相談業務

- ・ 地域包括支援センターの窓口対応時間外（平日 17：15～翌朝 8：30、及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定められている休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）における高齢者等の相談受付窓口を設置する。

- ・市内西部地区（若松区・八幡東区・八幡西区・戸畠区）地域包括支援センターへの時間外等のすべての転送電話相談を担当する。
- イ 高齢者の緊急受入等に関する連絡調整事務
 - ・虐待や認知症による徘徊、緊急ショートステイ等、緊急に支援が必要な場合、各区統括支援センターとの連絡調整を迅速に行う。
- ウ 重要事項の各区統括支援センターへの連絡引継ぎ
 - ・まず、すべての相談を受け、対応した電話相談の内容や対応結果等が引継ぐべき重要事項である場合、翌開庁日に速やかに該当区の統括支援センターに對して連絡引継ぎを行う。
- エ 地域包括支援センター等との連携
 - ・電話相談を行う上で必要な情報について、地域包括支援センター等と情報交換を行う。
- オ 電話相談に係る記録の整備・保管
 - ・受け付けた電話相談のうち、各区統括支援センター及び地域包括支援センターへ連絡すべき内容は記録する。その記録は、適切に管理する。
- カ 電話相談に係る実績報告
 - ・月ごとに、事業の実施状況（電話相談受付及び対応結果）について、市に対して翌月 10 日までに実績報告をする。

（3）従事者

- 相談業務に支障がないように、電話開設時間に次の資格を有する専門性の高い者を従事者として、1名以上確実に確保し、配置するもの。
- ・社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等

（4）履行期間 2025年4月1日～2026年3月31日

3 応募要件

（1）基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有

「資格業者名簿」 という。) に記載されていること。

- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、
及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 事業の実施主体は北九州市とするが、当該事業の適切な運営を確保するため、
次に掲げる者のいずれかに委託する。
 - (ア) 社会福祉法人
 - (イ) 医療法人
 - (ウ) その他目的を達成するために、市長が適當と認めたもの
- イ 地域の社会資源や環境に精通している等担当区域（若松区・八幡東区・八幡
西区・戸畠区）の事情にあかるく、また担当区と連携しやすいように、担当区
域内に施設があること。
- ウ 地域型在宅介護支援センター業務等、24時間体制の相談業務を行った実績
があること。
- エ 当該業務を円滑に実施するため、夜間休日を問わず総合相談に対応できる十
分な知識や経験を有し、その相談等に対応できる人材を準備できること。また、
適宜研修を行う等、従事者のスキルアップを図ること。
- オ 本事業の業務に関わらず、地域の社会資源の一つとして、地域包括支援セン
ターと日ごろから連携し、互いに地域において支援を行うこと。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内 1-1

担当課名 保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課

電話番号 093(582)2060 FAX番号 093(582)2095

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日まで（閏序日を除く。）の毎日、8
時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日まで（閉庁日を除く。）

の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。

ウ 本事業の実施にあたっては、北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1項第2号に基づき、長期継続契約を締結する。ただし、契約締結後、予算その他本市の事業により、契約金額の増減や事業を中止する場合がある。